

平成 25 年度 省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金
スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業

よくある質問 (13.11.14)

目次

1	補助対象事業者関連	3
(ア)	補助対象事業者の条件について	3
(イ)	認証手続きを申請中の場合	3
(ウ)	補助の台数について	3
(エ)	認証書等を紛失した場合	3
(オ)	認証書等の住所等の記載内容が異なる場合	3
2	補助対象スキャンツール	4
(ア)	対象となるスキャンツールについて	4
(イ)	「補助対象設備一覧」に記載されていないスキャンツールについて	4
(ウ)	様式第 1 ー別紙の記入について (補足)	4
3	公募の申請	5
(ア)	公募期間について	5
(イ)	応募書類の受付①について	5
(ウ)	応募書類の受付②について	5
(エ)	公募期間の途中締切①について	5
(オ)	公募期間の途中締切②について	5
4	申請書類	5
(ア)	申請書類の種類について	5
(イ)	申請書類の見積り①について	5
(ウ)	申請書類の見積り②について	5
(エ)	見積書の様式について	5
(オ)	書類の不備について	6
5	購入	6
(ア)	スキャンツールの購入①について	6
(イ)	スキャンツールの購入②について	6
(ウ)	スキャンツールの購入③について	6
(エ)	スキャンツールの支払について	6
6	事業完了	6

(ア) 事業の完了日について	6
(イ) 事業完了時の提出書類について	6
(ウ) 支払領収証書について	6
(エ) 補助金の返還、取消、罰則等について	6
7 対象設備一覧の記載内容について (新着)	7
(ア) 株式会社ツールプラネット製について	7
(イ) AUTOLAND製について	7
(ウ) 株式会社バンザイ製について	7

1 補助対象事業者関連

(ア) 補助対象事業者の条件について

- 『道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者』又は『道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者』の方々です。

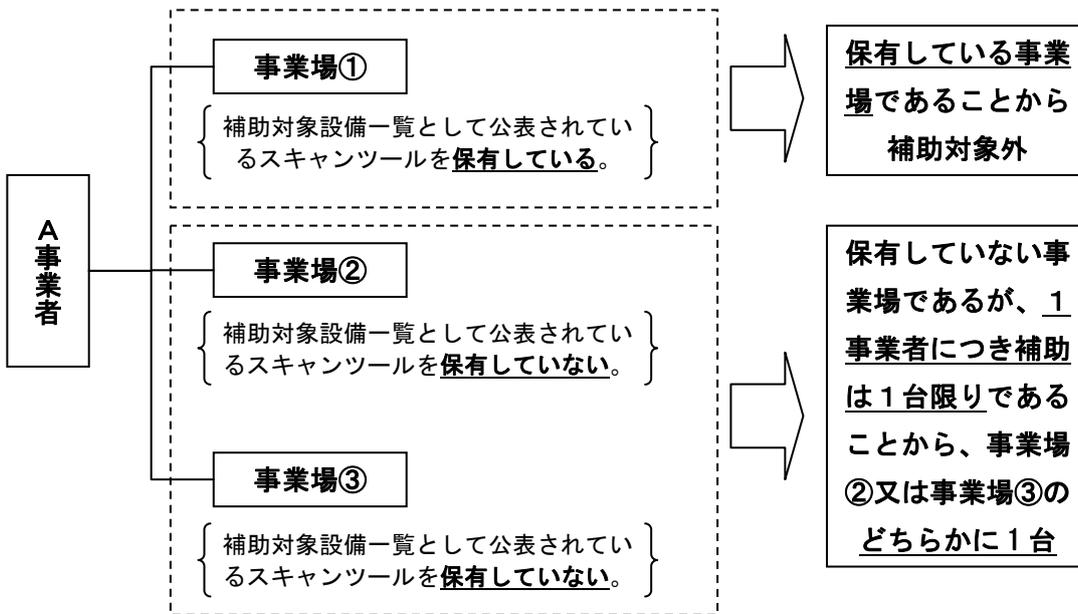
(イ) 認証手続きを申請中の場合

- 新規認証申請手続き中の整備事業者は、申請書類の控え（受付印が押印されているもの）の写しの提出でも受け付けます。

ただし、この場合は公募期間末の平成25年11月22日までに認定されていなかった場合には、補助対象事業者とは認められませんので、補助金を支払うことはありません。

(ウ) 補助の台数について

- 『1事業者につき、補助は1台限り』であり『PCKKのホームページで補助対象設備一覧として公表されているスキャンツールを保有していない事業場が対象』



- なお、補助対象スキャンツールを保有していないことを交付申請書に記載して宣言する必要があります。

(エ) 認証書等を紛失した場合

- 紛失した場合は運輸局から発行される証明証の写しを送ってください。なお、発行に時間を有する場合は、PCKKにご相談ください。

(オ) 認証書等の住所等の記載内容が異なる場合

- 区画整理等による認証書等の住所が現状と異なる場合や会社の代表者が異なる場合において、認証番号がそのままであれば、その写しを提出してください。

2 補助対象スキャンツール

(ア) 対象となるスキャンツールについて

- 補助対象となるスキャンツールは、原則としてPCKKのホームページで公表している「補助対象設備一覧」に記載されているものに限りです。

(イ) 「補助対象設備一覧」に記載されていないスキャンツールについて

- PCKKのホームページで公表している「補助対象設備一覧」に記載されていないスキャンツールを購入し補助金を申請しようとする場合は、以下の機能要件を全て満たし自動車メーカー2社以上に該当することがわかるカタログ等を一緒に添付することで申請することができます。

- ①ダイアグコードを読み取り、消去する機能
- ②作業サポート機能（アクティブテスト機能を含む）
- ③J-OBD IIの情報を読み取る機能※1
- ④データモニタ機能※1
- ⑤フリーズフレームデータを読み取る機能※1

※1 J-OBD IIの情報を読み取る機能を有する場合は、データモニタ機能、フリーズフレームデータを読み取る機能を有するものとして判断します。

- なおこの場合、審査の結果、要件を満たさないと確認された際には補助は交付されないことをご承知ください。

(ウ) 様式第1-別紙の記入について（補足）

【補助対象スキャンツールの型式等】

メーカー名	名称・型式	品番	ソフトのバージョン
〇〇電子機器(株)	スキャンツール	ABC01S	S
(Z)	(A)	(1)	(a)

対象スキャンツールの名称、型式

対象スキャンツールの品番

(注4) () 内には、PCKKが公表した【補助対象設備一覧】に記載されたコード番号を記入すること。

(注5) 同【補助対象設備一覧】を参照のこと。また、() 内には一覧に記載されたコード番号を記載すること。

メーカー名、名称・形式、品番、ソフトのバージョンを記載すること。

PCKK公表【補助対象設備一覧】を参照のこと。また、() 内には一覧に記載されたコード番号を記載すること。

交付申請時のコード番号			メーカー名	〇〇電子機器(株)				
メーカー名	名称・型式	品番	ソフトウェアの品番	構成				
				スキャンツール用ソフトウェアの構成は、以下のとおりです。 ●:ソフトウェアは付属されている。 ○:ソフトウェアは付属されていないため、別売ソフトウェアの購入が必要となる。				
				対象スキャンツール		スキャンツール本体用ソフトウェア・PC用ソフトウェア		
				名称、型式	品番	名称、型式	品番	バージョン
Z	A	1	a	スキャンツール	ABC01S	スキャンソフト	SOFT01	S

3 公募の申請

(ア) 公募期間について

- 公募期間は平成25年11月15日（金）～平成25年11月22日（金）であり、公募開始日以前（11月14日以前）の消印日の書類は無効となります。

(イ) 応募書類の受付①について

- 応募資料は郵送でのみの受付となっています。持参は不可とさせていただきます。

(ウ) 応募書類の受付②について

- 応募資料は弊社への到着順では無く、消印日単位で受け付けます。

(エ) 公募期間の途中締切①について

- 補助対象事業者の応募が予算額を超える状況となった場合、募集期間中でも公募を締め切った上で

補助率を1/3以内 ⇒ 1/4以内に変更する

補助限度額を10万円 ⇒ 8万円に変更する

など、補助率及び補助金限度額を変更することがあることをご承知ください。

(オ) 公募期間の途中締切②について

- 公募途中締切、補助率変更補助限度額変更などが発生する場合には、PCKKのホームページで逐次発表いたします。なお、消印日単位で判断することから、郵送の状況によっては数日のズレが生じることがあることをご承知ください。

4 申請書類

(ア) 申請書類の種類について

- 申請時に必要な書類は以下のとおりです。
 - ① 交付申請書（様式第1）
 - ② 交付申請書（様式第1）－別紙
 - ③ 認証書（写）または認証指定書（写）、認定書（写）
 - ④ 補助事業に要する経費の見積書※
（公募要領公表日（10月29日）以降の見積書）
 - ⑤ 返信用封筒

(イ) 申請書類の見積り①について

- 申請時に提出していただく見積書は、申請額に記載した1社分で構いません。ただし、原本を提出してください。

(ウ) 申請書類の見積り②について

- 見積もりには販売店等の印が押された正式版とし、インターネットの画像を印刷した簡易版は不可といたします。

(エ) 見積書の様式について

- 見積書の指定様式はありませんので各社の見積書で構いません。
- なお、見積書には一式の合計金額だけの表示では無く、購入する機器の内訳が分かるようにしてください。

(オ) 書類の不備について

- 原則として申請した書類に不備があった場合には、不採択となるので留意してください。

5 購入

(ア) スキャンツールの購入①について

- スキャンツールの購入は交付決定日以降に実施すること。交付決定日以前に購入した場合は対象外となります。

(イ) スキャンツールの購入②について

- スキャンツールの購入にあたっては、複数業者から同一機種の見積もりを取得し、最低価格を提示した者から購入することが原則となります。
- 複数の見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書を作成してください。

(ウ) スキャンツールの購入③について

- 交付決定後に申請時と異なるスキャンツールを購入する場合には、計画変更の手続きが必要となりますので事前にPCKKに相談ください。

(エ) スキャンツールの支払について

- スキャンツールの購入時の支払いは、平成26年2月20日までに現金支払い又は金融機関による振込とします。(割賦・手形などは不可。またリースも不可です)

6 事業完了

(ア) 事業の完了日について

- スキャンツール納入後30日間以上使用しデータを取得した日又は平成26年2月20日のいずれか早い日とし、購入代金の支払いも済ませておいてください。

(イ) 事業完了時の提出書類について

- 補助事業が完了した時は、補助事業が完了の日から30日以内又は平成26年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書等をPCKKに提出してください。

イ) 補助事業実績報告(様式第9)

ロ) スキャンツールの使用状況(総括表)

ハ) 支払領収証書(写し)。

(ウ) 支払領収証書について

- 請求書・納品書をもって支払領収証書の代わりとすることはできません。あくまでもスキャンツールの代金を期日までに支払ったことが確認できる領収書といたします。
- 他の商品と購入した場合においても、領収書は単独でお願いいたします。

(エ) 補助金の返還、取消、罰則等について

- 補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次

の措置が講じられることとなります。

- ▶ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- ▶ 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ▶ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ▶ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7 対象設備一覧の記載内容について（新着）

(ア) 株式会社ツールプラネット製について

- コード番号「F」「A」「1」「ー」に記載されている「マルチコードリーダープラスTPM1000」ならびに、「F」「C」「3」「ー」に記載されている「マルチコードリーダープラスTPM1000BZ」は、「ダイアグノスティック&メンテナンスツールTPM2000」と同様の商品構成になっていることが判明しました。**（更新）**
- つきましては、「マルチコードリーダープラスTPM1000」ならびに「マルチコードリーダープラスTPM1000BZ」と、機能を拡張するためのソフトウェアを同時に購入する場合も、「ダイアグノスティック&メンテナンスツールTPM2000」と同様に補助対象となります。**（更新）**
- この場合は、コード番号「F」「B」「2」欄に記載されている「ダイアグノスティック&メンテナンスツールTPM2000」と同様に、ソフトウェアの品番を「a」～「c」で記入して下さい。

(イ) AUTOLAND製について

- コード番号「H」「A」「1」「ー」欄に記載されている「VeDis」は、「VeDis I」を示しておりましたが、「VeDis I」が既に販売を終了していることがわかり、後継機である「VeDis II」に修正させていただきます。
- AUTOLAND社より販売されているこの「VeDis II」を購入する場合は、交付申請コード番号の記入欄には「H」「A」「1」「ー」を記入して下さい。
- なお、AUTOLAND社の「VeDis II」は株式会社ツールプラネットや、スナップオン・ツールズ株式会社でも販売されております。

(ウ) 株式会社バンザイ製について

- コード番号「L」「A」「1」「ー」に記載されている、「マルチサポートツールMST2000」はWIFIモードソフトが付属されていない場合でも、補助対象設備の要件に適合することが判明しました。
- つきましては、「マルチサポートツールMST2000」本体のみを購入する場合でも、補助対象機器を確認できるカタログ等を添付する必要はありません。
- 併せて、交付申請書（様式第1別紙）のコード番号記入欄には、「L」「A」「3」「ー」と記入して下さい。